

平塚市既存住宅断熱リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市内において、居住する既存住宅の断熱リフォームを実施した者に対し、当該リフォームに係る費用を予算の範囲内で補助することについて、補助金等の交付に関する規則(昭和54年規則第4号)(以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この要綱は、令和4年3月に本市が行ったゼロカーボンシティ宣言に基づき、脱炭素社会に向けて令和32年までに二酸化炭素排出実質ゼロを実現することを目指すため、既存住宅の断熱リフォームに係る経費の一部を助成することにより、住宅における省エネルギー化を普及促進し、家庭部門の脱炭素化に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 断熱リフォーム 住宅の天井、壁、床又は開口部の断熱施工(窓の交換、内窓設置、ガラスの交換など)を行うことで、外気の温度や熱を室内に伝えにくくする住宅の改修方法をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、平塚市内において自ら居住又は居住を予定している既存住宅(店舗等の併用住宅含む。以下同じ。)において、断熱リフォームを実施する事業とする。

2 補助対象事業は、令和9年3月31日までに完了することとする。なお、前項に定める事業においては、断熱リフォームの施工が完了し、かつ、代金を支払い、領収書等を受領した時点を事業の完了とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けられることができる者は、次に掲げる断熱リフォームを実施する者であって、かつ、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 国が行う既存住宅の断熱リフォームに対する補助事業又は神奈川県が行う既存住宅の省エネルギー改修に対する補助事業の交付決定及び交付確定を受けている、又は交付申請予定であること。
- (2) 補助金の交付申請時に、市税を滞納していないこと。
- (3) 当該住宅において、平塚市ゼロエネルギーハウス導入補助金を受領していないこと。

いこと。

(補助金の額)

- 第6条 補助対象経費は、既存住宅の断熱リフォームに係る経費のみを対象とする。
補助金の額は、予算の範囲内で、国又は神奈川県から補助金の交付決定を受ける場合は、断熱リフォームに要した額（消費税額及び地方消費税額除く。）から国又は神奈川県の補助金交付金額を差し引いた金額に3分の1を乗じて得た額とし、80,000円を上限とする。
- 2 国及び神奈川県の双方から補助金の交付決定を受ける場合は、断熱リフォームに要した額（消費税額及び地方消費税額除く。）から、国及び神奈川県の補助金交付金額を差し引いた金額に3分の1を乗じて得た額とし、80,000円を上限とする。
- 3 同条第1項及び第2項の規定により算出した補助金の金額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

(補助対象からの排除)

- 第7条 市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条に規定する必要な措置として、補助金の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）が、同条例第2条第2号から第5号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者である場合は、補助金の交付の対象としないものとする。
- 2 市長は、必要に応じて、補助金の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が前項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(交付の申請等)

- 第8条 補助金の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、平塚市既存住宅断熱リフォーム補助金交付申請に係る事前着手届（第1-1号様式）に補助対象となる断熱リフォームに係る工事請負契約書等の写しを添えて、市長に提出するものとする。
- 2 申請者は、平塚市既存住宅断熱リフォーム補助金交付申請書（第1-2号様式）に別表第1に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付決定)

- 第9条 市長は、前条第2項の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について平塚市既存住宅断熱リフォーム補助金交付・不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

(変更等の承認)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、平塚市既存住宅断熱リフォーム補助金事業計画変更等申請書（第5号様式）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 当該補助金に係る申請内容又はこれに係る経費等に変更が生じたとき。
- (2) 国又は神奈川県が交付決定を取り消されたとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し変更承認の可否及び変更交付決定額等について、平塚市既存住宅断熱リフォーム補助金変更決定通知書（第6号様式）により、補助金交付決定者に対して通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助金交付決定者は、平塚市既存住宅断熱リフォーム補助金実績報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 国又は県に提出した完了実績報告に係る書類一式の写し
- (2) 補助対象の断熱リフォーム工事に係る領収書等の写し
- (3) 平塚市既存住宅断熱リフォーム補助金収支決算書（第8号様式）
- (4) 施工前後の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 環境省の「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」を活用する場合は、第1項各号の書類と共に、国から送付のあった補助金額が記載された書類の写しを合わせて提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、平塚市既存住宅断熱リフォーム補助金交付額確定通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 補助金交付決定者は、平塚市既存住宅断熱リフォーム補助金交付請求書（第10号様式）に振込先口座が分かる通帳等の写しを添えて市長に提出し、補助金を請求することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときから30日以内に補助金を交付す

るものとする。

(決定の取消し)

第 1 4 条 市長は、補助金交付決定者が規則第 1 3 条に定めるもののほか、この要綱の規定に反したとき、国又は神奈川県が交付決定が取り消されたとき、その他の補助金を交付することに不適当な事情があると市長が認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の交付後においても適用するものとし、当該補助金の交付決定を取り消したときは、平塚市既存住宅断熱リフォーム補助金交付決定取消通知書(第 1 1 号様式)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 1 5 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金交付決定者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(財産処分の制限)

第 1 6 条 補助金交付決定者は、当該補助金により取得した財産を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換又は廃棄してはならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

2 規則第 1 5 条ただし書の規定による市長が別に定める期間は、当該補助金により断熱リフォームを実施した時点から、6 年とする。

3 同条第 1 項ただし書の規定による承認は、あらかじめ平塚市既存住宅断熱リフォーム補助金財産処分届出書(第 1 2 号様式)を市長に提出することにより受けるものとする。

4 市長は、補助金交付決定者が財産処分をすることにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に返還させることができる。

5 市長が必要と認めるときは、補助事業の遂行状況に関して報告を求め又は職員によって随時調査をすることができる。

(協力)

第 1 7 条 補助金交付決定者は、地球温暖化対策又はエネルギー政策のため、本補助事業において断熱リフォームを実施した住宅のエネルギー使用量の報告を求められたときは、積極的に協力するものとする。

2 補助金交付決定者は、平塚市が行う環境に関する施策への協力に努めるものとする。

(関係書類の整備)

第18条 規則第16条に規定する会計帳簿その他証拠となるべき書類は、当該交付決定を受けた事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から6年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日(以下「失効日」という。)限り、その効力を失う。ただし、失効日において規則第7条の規定により補助金の交付の決定を受けている者についての補助金の請求、決定の取消し等の規定の適用については、失効日後もなおその効力を有する。

別表第1（第8条関係）

<p>平塚市既存住宅断熱 リフォーム補助金交 付申請書 （第1 - 2号様式）</p>	<p>【申請時の添付書類】</p> <p>(1) 補助対象となる断熱リフォームに係る経費が分かる書類</p> <p>(2) 平塚市既存住宅断熱リフォーム補助金収支予算書（第2号様式）</p> <p>(3) 市税の納入状況確認同意書（第1 - 3号様式）</p> <p>(4) 平塚市既存住宅断熱リフォーム補助金誓約書（第3号様式）</p> <p>(5) 国又は神奈川県断熱リフォームに関する補助事業の申請時に提出した申請書類一式の写し</p> <p>(6) 国又は神奈川県から送付された(5)の申請における交付決定通知書の写し</p> <p>(7) 環境省の「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業（先進的窓リノベ事業）」を活用する場合は、共同事業実施規約の写しを添付すること。</p> <p>(8) 国土交通省の「みらいエコ住宅2026事業」を活用する場合は、共同事業実施規約の写しを添付すること。</p> <p>(9) その他市長が必要と認める書類</p> <p>(5)及び(6)の提出ができない場合は、「国又は神奈川県の断熱リフォームに関する補助事業の申請時に提出する予定の申請書類一式の写し」を提出し、後日国又は神奈川県から交付決定通知書の送付があり次第、速やかに(6)を提出すること。</p> <p>国及び神奈川県の補助金を申請する場合は、国及び神奈川県の双方における(5)～(8)の書類を提出すること。</p>
---	--